

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈福会（以下、「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち、法人の役員業務を専任する理事に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 月支給額の上限を50万円とする。

2 支給額を改定しようとするときは、評議員会の議決を要する。

(支払日)

第4条 理事の報酬は、毎月25日 本人指定の金融機関に振り込む。(振込日に、その振込先の金融機関が休日の場合は、前日に振り込むものとする。)

(会議報酬)

第5条 評議員、及び理事、監事が、理事長の要請に基づく会議、その他、議決機関の職務として出席した場合、1日につき会議報酬として5千円を支給することができる。但し、理事長、常務理事、及び法人の職員を兼ねる者には支給しない。

2 会議報酬は、会議開催の都度、現金にて支払う。

3 前条の規程について、経営状況によっては支給しない場合がある。

(上限支給額)

第6条 理事の年間の報酬額は650万円までとする。

2 監事の年間の報酬額は5万円までとする。

(改正)

第7条 この規程の改正にあたっては、評議員会の議決を要する。

附則第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則第2条 この規程は、平成 年 月 日から施行する。